

令和5年第6回（12月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

| | | |
|-------|-------------------|----|
| 議第92号 | 農業委員会委員の任命について | 1P |
| 議第93号 | 土地改良事業の施行について | 2P |
| 議第94号 | 宮津市手数料条例の一部改正について | 4P |

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第92号

農業委員会委員の任命について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市農業委員会委員の辞任に伴う農業委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【任命予定者】

| 住 所 | 氏 名 | 再任・新任の別 |
|---------------|---------|---------|
| 宮津市字中津775番地の1 | 林 原 雅 人 | 新任 |

※定数14名（宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条）のうち農業委員1名の辞任に伴い、新たに1名の委員を任命する。

◆任期 任命の日から令和8年7月19日

◆提案の根拠法令 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項
第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

R5.7.20 農業委員会委員の任命（任期R5.7.20～R8.7.19）
R5.10.23 農業委員1名の辞任について、宮津市及び農業委員会で同意
R5.11.10～12.8 農業委員会委員の募集（募集人数1名）
R5.12.11 農業委員会委員の推薦・応募結果公表
R5.12.11 宮津市農業委員会委員候補者選考委員会開催

【市民参加の状況】

市民からの公募

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

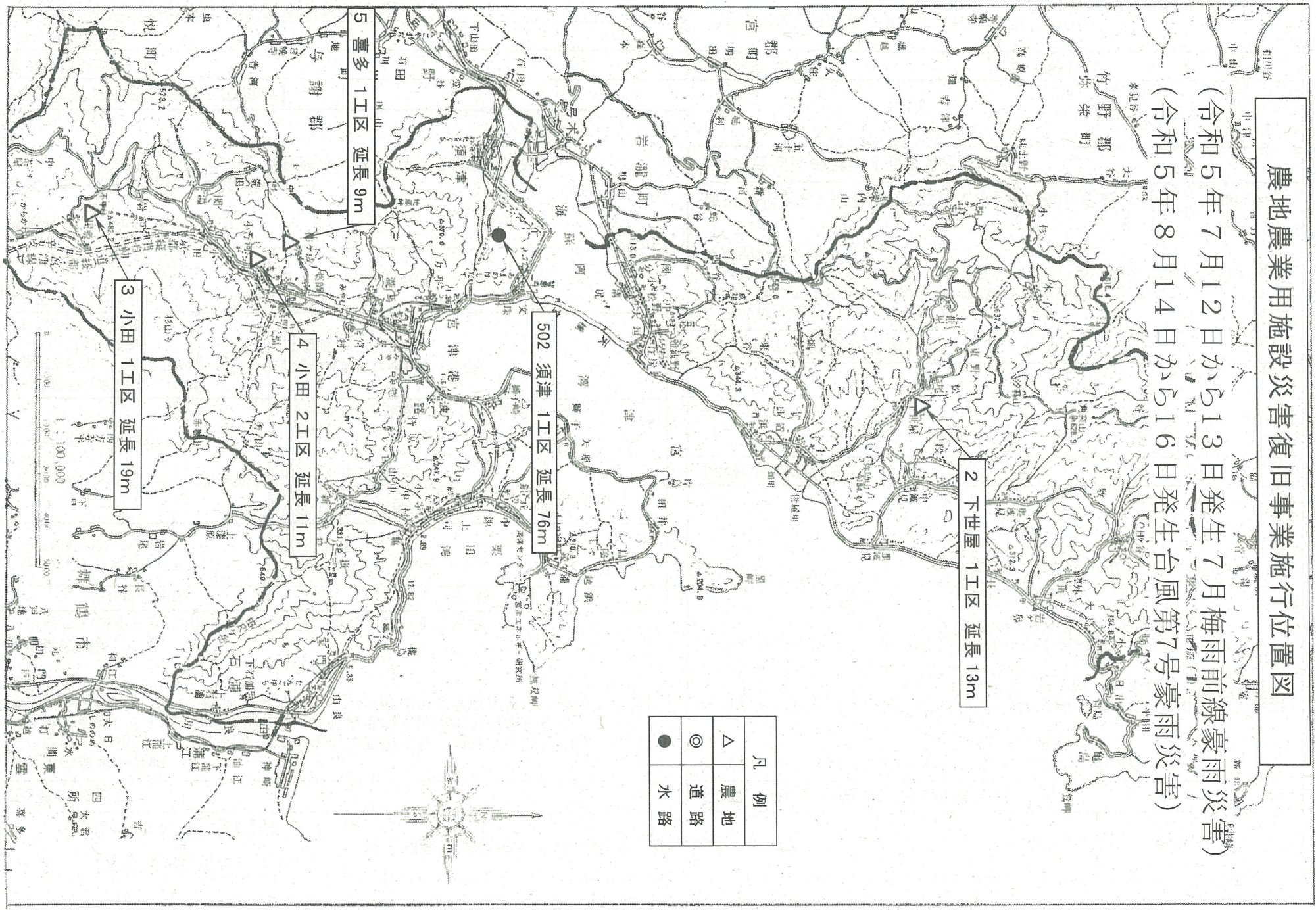
農林水産課 農林水産係
(45-1626)

添付資料

議第92号

農地農業用施設災害復旧事業施行位置図

(令和5年7月12日から13日発生7月梅雨前線豪雨災害)
 (令和5年8月14日から16日発生台風第7号豪雨災害)



| 凡例 | |
|----|----|
| △ | 農地 |
| ◎ | 道路 |
| ● | 水路 |

議案参考資料
令和5年12月定例会

| | | | |
|-------|-------------------|----|-------|
| 議第94号 | 宮津市手数料条例の一部改正について | 区分 | 条例の改正 |
|-------|-------------------|----|-------|

| <p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴い、本籍地以外の市区町村窓口において、戸籍（除籍）証明書等の交付請求が可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき手数料を定めるもの。</p> <p>◆提案の概要 戸籍法の改正に伴い追加される事務に係る手数料を定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍（除籍）証明書の広域交付 （戸籍法第120条の2第1項）</td> <td>戸籍証明書1通 450円 除籍証明書1通 750円</td> </tr> <tr> <td>戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行 （戸籍法第120条の3第2項）</td> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円 除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円 ※以下の場合、徴収しない。 ・マイナポータルを使用する方法により符号の発行を行う場合 ・同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合</td> </tr> <tr> <td>届書等情報内容証明書の交付 ※届出等情報：戸籍等の書類をデジタルデータ化したもの。 （戸籍法第120条の6第1項）</td> <td>届書等情報内容証明書 350円 （上質紙は1,400円）</td> </tr> <tr> <td>届書等情報の内容を表示したものの閲覧 （戸籍法第120条の6第1項）</td> <td>書類又は届出等情報の内容を表示したものの1件 350円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日 令和6年3月1日</p> <p>◆参考 令和4年度交付件数実績 戸籍謄本等4,103件、除籍謄本等4,607件、受理証明等50件</p> | | 手数料の種類 | 金額 | 戸籍（除籍）証明書の広域交付 （戸籍法第120条の2第1項） | 戸籍証明書1通 450円 除籍証明書1通 750円 | 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行 （戸籍法第120条の3第2項） | 戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円 除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円 ※以下の場合、徴収しない。 ・マイナポータルを使用する方法により符号の発行を行う場合 ・同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合 | 届書等情報内容証明書の交付 ※届出等情報：戸籍等の書類をデジタルデータ化したもの。 （戸籍法第120条の6第1項） | 届書等情報内容証明書 350円 （上質紙は1,400円） | 届書等情報の内容を表示したものの閲覧 （戸籍法第120条の6第1項） | 書類又は届出等情報の内容を表示したものの1件 350円 | <p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月31日公布 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号） 令和5年11月29日公布 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号の施行日を定める政令 令和5年12月6日公布 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正 令和6年3月1日 上記の法律及び政令の施行 戸籍（除籍）証明書等の広域交付等の開始 | |
|--|--|---|----|-----------------------------------|------------------------------|--|--|---|---------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 手数料の種類 | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| 戸籍（除籍）証明書の広域交付 （戸籍法第120条の2第1項） | 戸籍証明書1通 450円 除籍証明書1通 750円 | | | | | | | | | | | | |
| 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行 （戸籍法第120条の3第2項） | 戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円 除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円 ※以下の場合、徴収しない。 ・マイナポータルを使用する方法により符号の発行を行う場合 ・同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合 | | | | | | | | | | | | |
| 届書等情報内容証明書の交付 ※届出等情報：戸籍等の書類をデジタルデータ化したもの。 （戸籍法第120条の6第1項） | 届書等情報内容証明書 350円 （上質紙は1,400円） | | | | | | | | | | | | |
| 届書等情報の内容を表示したものの閲覧 （戸籍法第120条の6第1項） | 書類又は届出等情報の内容を表示したものの1件 350円 | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【市民参加の状況】</p> | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>住民の利便性の向上と事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本籍地以外の市町村での戸籍（除籍）証明書等の交付 マイナポータルを活用し、オンライン上で戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行 <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 7,980千円</p> | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p> | | 重点プロジェクト | — | テーマ別戦略 | — | <p>担当課・係</p> <p>市民環境課 市民窓口係（45-1614）</p> | <p>添付資料</p> <p>・新旧対照表</p> | | | | | | |
| 重点プロジェクト | — | | | | | | | | | | | | |
| テーマ別戦略 | — | | | | | | | | | | | | |

宮津市手数料条例（平成12年条例第37号）新旧対照表

| 現 行 | | 改正後（案） | |
|--|---------------|--|---------------|
| 第1条～第6条（略） | | 第1条～第6条（略） | |
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 手数料の種類 | 金額 | 手数料の種類 | 金額 |
| (1)～(3)（略） | | (1)～(3)（略） | |
| (4) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項</u> 若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 | 1通につき 450円 | (4) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</u> の交付手数料 | 1通につき 450円 |
| (5)（略） | | (5)（略） | |
| (新設) | | (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u> （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令 | 400円 |

| | | | | | |
|--|-----------|------|---|---|------|
| | | | | <p>で定めるものに限る。以下この号及び第9号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p> | |
| <p>(6) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p> | 1通につき | 750円 | <p>(7) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</p> <p>の交付手数料</p> | 1通につき | 750円 |
| <p>(7) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から</p> | 証明事項1件につき | 450円 | <p>(8) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から</p> | 証明事項1件につき | 450円 |

| | | | | | |
|--|-------|-------------------------|---|---------------------|-------------------------|
| 第5項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 | | | 第5項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 | | |
| (新設) | | | (9) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) | 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき | 700円 |
| (8) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する | 1通につき | 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、 | (10) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する | 1通につき | 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、 |

| | | | | | |
|---|---------------------|---|---|---------------------------------|---|
| <p>場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書_____の交付手数料</p> | | <p>養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p> | <p>場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p> | | <p>養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p> |
| <p>(9) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他市長の受理した書類_____の閲覧手数料</p> | <p>書類_____1件につき</p> | <p>350円</p> | <p>(11) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの1件につき</p> | <p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき</p> | <p>350円</p> |
| <p>(10)～(29) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(12)～(31) (略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p> | | | | | |